

目的税(入湯税)の使途に関する説明書

1 入湯税

入湯税は、地方税法第701条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てるため、課税するものとされています。南房総市においては、地方税法に基づく南房総市税条例の規定により、鉱泉浴場における入湯に対し一人一日150円(宿泊を伴わない場合は50円)を課税しており、令和8年度当初予算案における入湯税の予算額及び充当状況については、以下のとおりです。

(1)令和8年度入湯税について (単位:千円)

| 款 | 項 | 予 算 現 額 |
|------|-------|---------|
| 1 市税 | 5 入湯税 | 62,691 |

(2)令和8年度入湯税充当事業について

(単位:千円)

| 事 業 区 分 | 事 業 内 容 | 事業費総額 | 財 源 内 訳 | | | | うち入湯税 |
|--------------|---|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| | | | 国 県 支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | |
| 観光施設の整備 | 公園・遊歩道管理事業、観光トイレ管理事業、海水浴場安全対策事業、道の駅総務費等 | 189,304 | | 176,600 | 6,996 | 5,708 | 5,701 |
| 観光振興 | 温泉組合補助金等、観光総務費(花植栽)、公園・遊歩道管理事業(花植栽)南房総花の交流事業(花植栽) | 405,747 | 720 | | 211,667 | 193,360 | 46,273 |
| 温泉郷活性化基金への積立 | 温泉開発、温泉の利用増進及び鉱泉源の保護管理施設の整備に要する費用に充てるための積立 | 10,717 | | | | 10,717 | 10,717 |
| 合 計 | | 605,768 | 720 | 176,600 | 218,663 | 209,785 | 62,691 |